



# 三重県公報

令和5年7月28日 (金)

第 434 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
50	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	2
<b>告 示</b>			
463	救急病院の認定	( 医 療 政 策 課 )	5
464	救急病院に該当しなくなった旨	( 同 )	5
465	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 健 康 推 進 課 )	5
466	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	5
467	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	6
468	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	6
469	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	7
470	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	8
471	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	( 同 )	8
<b>内 水 面 告 示</b>			
5	漁業法第64条第5項の規定による公聴会の開催	(内水面漁場管理委員会)	8
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	9
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	( 建 築 開 発 課 )	9
	開発行為に関する工事の完了	( 同 )	9

規 則

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年七月二十八日

三重県知事 一 貝 勝 之

**三重県規則第五十号**

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第十五号様式の二及び第十五号様式の三を次のように改める。

第15号様式の2 (第15条の2関係)

納税証明書交付申請書

年 月 日

県 税 務 所 長 宛て  
自 動 車 税 事 務 所 長

代理人による申請の場合は下欄に記入してください。

特別徴収義務者	住所又は所在地	住所
氏名又は名称及び代表者職氏名	連絡先電話番号	氏名
連絡先電話番号		連絡先電話番号
		(自動車販売店名等 自動車税種別割の場合)

使用の目的	証明書の申請枚数
-------	----------

上記目的に使用するため下記事項につき証明を申請します。

年度	税 目	期別/事業年度	徴収区分	納付(納入)すべき額	納付(納入)額	未 納 額	法定納期限等
		—					
		—					
		—					
		—					
		—					
		—					
		—					
		—					
		—					
		—					
その他							

第 号	証紙貼り付け欄	証紙貼り付け欄	証紙貼り付け額	円
	証紙貼り付け欄		本人(代理人)確認方法	確認・発行者
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 確認・発行者 <input type="checkbox"/> 行政書士証票 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他( )				

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

- 注1 代理人による申請の場合は、委任状等を提出してください。
- 注2 県税事務所の窓口に来所した際には、運転免許証等(公的機関が交付した写真付きのもの)で来所者本人であることが確認できるものを提示してください。
- 注3 最近納付(納入)した場合は、領収証書(原本)を持参してください。
- 注4 この申請書は、地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付申請について使用してください。

第15号様式の3 (第15条の2関係)

納 税 証 明 書

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 様

使用の目的

証明事項		税 目	期別/事業年度	徴収金区分	納付(納入)すべき額	納付(納入)額	未 納 額	法定納期限等
年度			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
その他								

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

県 税 事 務 所 長  
自動車税事務所長 印

(規格A4)

備考 この証明書は、地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付について使用すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和五年八月一日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書は、この規則による改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された申請書とみなす。
- この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 463 号

次の病院を救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に規定する救急病院として認定しました。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
津生協病院	津市寿町 16-24	令和 5 年 6 月 1 日	令和 8 年 1 月 29 日

三重県告示第 464 号

次のとおり救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	救急病院に該当しなくなった日
津生協病院	津市船頭町津興 1721 番地	令和 5 年 5 月 31 日

三重県告示第 465 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	V・drug 桑名ひだまり薬局	桑名市陽だまりの丘 7-1604	令和 5 年 7 月 1 日
薬局	鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレ ンタインB	令和 5 年 7 月 1 日
薬局	畿央川口薬局	名張市つつじが丘北 3 番町 4-1	令和 5 年 7 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションあやめ東員	員弁郡東員町大字大木 1306-2 木 村邸事務所 1-2F (東側)	令和 5 年 7 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション デューン桑名	桑名市末広町 10 番 オリーブビル 3F	令和 5 年 7 月 1 日

三重県告示第 466 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
メディモ調剤薬局	津市一身田上津部田 1817 番地	居宅療養管理指導	令和5年6月30日
メディモ調剤薬局	津市一身田上津部田 1817 番地	介護予防居宅療養管理指導	令和5年6月30日
のだ内科・リウマチ膠原 病・訪問診療クリニック	桑名市赤尾 1344-3	居宅療養管理指導	令和5年4月1日
のだ内科・リウマチ膠原 病・訪問診療クリニック	桑名市赤尾 1344-3	介護予防居宅療養管理指導	令和5年4月1日

三重県告示第 467 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	訪問看護	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	訪問リハビリ テーション	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	居宅療養管理 指導	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	通所リハビリ テーション	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	介護予防訪問 看護	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	介護予防訪問 リハビリテー ション	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	介護予防居宅 療養管理指導	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号	介護予防通所 リハビリテー ション	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
みえ医療福祉協つ訪 問看護ステーション	津市寿町 16 番 24 号	訪問看護	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
みえ医療福祉協つ訪 問看護ステーション	津市寿町 16 番 24 号	介護予防訪問 看護	所在地	津市寿町 16 番 24 号	津市船頭町 1721	令和 5 年 6 月 1 日
飯南シルバー	松阪市辻 原町 97 番 地 3	居宅介護支援	所在地	松阪市辻原町 97 番 地 3	松阪市飯南町粥見 3827	令和 5 年 4 月 1 日
飯南シルバー	松阪市飯 南町深野 585 番地 4	訪問介護	所在地	松阪市飯南町深野 585 番地 4	松阪市飯南町粥見 3827	令和 5 年 6 月 1 日
飯南シルバー	松阪市飯 南町深野 585 番地 4	訪問型サー ビス（独自）	所在地	松阪市飯南町深野 585 番地 4	松阪市飯南町粥見 3827	令和 5 年 6 月 1 日
訪問介護かがやき伊勢	伊勢市黒 瀬町 680 番地 1	訪問介護	所在地	伊勢市黒瀬町 680 番地 1	伊勢市御菌町高向 1999	令和 4 年 8 月 1 日
かがやき伊勢デイサー ビスセンター	伊勢市黒 瀬町 680-1	地域密着型通 所介護	所在地	伊勢市黒瀬町 680-1	伊勢市御菌町高向 1999	令和 4 年 8 月 1 日

三重県告示第 468 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和5年7月28日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
メディモ調剤薬局	津市一身田上津部田 1817番地	居宅療養管理指導	令和5年6月30日
メディモ調剤薬局	津市一身田上津部田 1817番地	介護予防居宅療養管理指導	令和5年6月30日
のだ内科・リウマチ膠原病・訪問診療クリニック	桑名市赤尾 1344-3	居宅療養管理指導	令和5年4月1日
のだ内科・リウマチ膠原病・訪問診療クリニック	桑名市赤尾 1344-3	介護予防居宅療養管理指導	令和5年4月1日

三重県告示第469号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年7月28日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
津生協病院	津市寿町 16番24号	訪問看護	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
津生協病院	津市寿町 16番24号	訪問リハビリテーション	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
津生協病院	津市寿町 16番24号	居宅療養管理指導	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
津生協病院	津市寿町 16番24号	通所リハビリテーション	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
津生協病院	津市寿町 16番24号	介護予防訪問看護	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
津生協病院	津市寿町 16番24号	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
津生協病院	津市寿町 16番24号	介護予防居宅療養管理指導	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
津生協病院	津市寿町 16番24号	介護予防通所リハビリテーション	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
みえ医療福祉生協つ訪問看護ステーション	津市寿町 16番24号	訪問看護	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
みえ医療福祉生協つ訪問看護ステーション	津市寿町 16番24号	介護予防訪問看護	所在地	津市寿町 16番24号	津市船頭町 1721	令和5年6月1日
飯南シルバー	松阪市辻原町 97番地 3	居宅介護支援	所在地	松阪市辻原町 97番地 3	松阪市飯南町粥見 3827	令和5年4月1日
飯南シルバー	松阪市飯南町深野 585番地 4	訪問介護	所在地	松阪市飯南町深野 585番地 4	松阪市飯南町粥見 3827	令和5年6月1日
飯南シルバー	松阪市飯南町深野 585番地 4	訪問型サービス（独自）	所在地	松阪市飯南町深野 585番地 4	松阪市飯南町粥見 3827	令和5年6月1日

訪問介護かがやき伊勢	伊勢市黒瀬町 680 番地 1	訪問介護	所在地	伊勢市黒瀬町 680 番地 1	伊勢市御菌町高向 1999	令和 4 年 8 月 1 日
かがやき伊勢デイサービスセンター	伊勢市黒瀬町680-1	地域密着型通所介護	所在地	伊勢市黒瀬町 680-1	伊勢市御菌町高向 1999	令和 4 年 8 月 1 日

**三重県告示第 470 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	株式会社 長谷部薬局	津市東丸之内 18 番 16 号		薬局	令和 5 年 7 月 1 日
薬局	一身田薬局	津市一身田町 484-3		薬局	令和 5 年 7 月 1 日
薬局	スマイル薬局伊勢病院前店	伊勢市楠部町 3039		薬局	令和 5 年 7 月 1 日
薬局	はっとり薬局	伊賀市服部町 1172-10		薬局	令和 5 年 7 月 1 日
薬局	くすき調剤薬局	伊勢市小木町 471 番地 1		薬局	令和 5 年 7 月 1 日
薬局	健やか薬局津新町店	津市新町 2 丁目 11-18		薬局	令和 5 年 6 月 1 日

**三重県告示第 471 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
薬局	株式会社 長谷部薬局	津市新町 2 丁目 11 番 18 号		薬局	令和 5 年 5 月 31 日

**内水面告示**

**三重県内水面漁場管理委員会告示第 5 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 2 項において準用する第 64 条第 5 項の規定により、三重内水面漁場計画（案）について、次のとおり公聴会を開催します。

令和 5 年 7 月 28 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅尾和司

1 期日

令和 5 年 8 月 25 日（金） 午後 1 時 15 分から午後 2 時 30 分まで

2 場所

三重県津市栄町一丁目 891 三重県勤労者福祉会館 2 階 第 2 会議室

3 目的及び内容

次の地区における三重内水面漁場計画（案）について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者、その他利害関係のある者から意見を聴取します。



漁業の種類	三重内水面漁場計画を作成する漁場の位置
共同漁業	いなべ市、員弁郡東員町、桑名市、三重郡朝日町及び川越町、津市、松阪市、伊賀市、名張市、多気郡多気町及び大台町、伊勢市、度会郡玉城町、度会町及び大紀町、北牟婁郡紀北町、尾鷲市並びに熊野市

4 公述の方法

公聴会で意見を述べようとする者（3 に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。

- (1) 公聴会に出席して意見を述べる。
- (2) 公聴会には出席せず、文書で意見を提出する（ただし、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参に限る。）。

文書で意見を提出する場合の提出期限

提出期限：令和5年8月17日（木）午後5時必着

提出先：〒514-0004 津市栄町一丁目954 三重県栄町庁舎4階

三重県内水面漁場管理委員会事務局

ファクシミリ 059-224-3012 電子メール kaikui@pref.mie.lg.jp

提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和5年7月28日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年7月25日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

鈴鹿市若松西、同市若松北、同市若松中、同市南若松町、同市土師町及び同市柳町

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和5年7月28日

三重県知事 一見勝之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和5年 7月18日	理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司	三重県伊勢市小俣町湯田 794-11	伊勢市御薮町長屋字 桜本 2231-4	A	4.1	28.4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年7月28日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 7月12日	桑名郡木曾岬町新輪1丁目12-6	愛知県名古屋市中村区黄金通4丁目24 大隅株式会社 代表取締役 池之上 勝哉
令和5年	三重郡朝日町大字埋縄字川原79-1	鈴鹿市中江島町17-10

7月18日

株式会社アールアンドケイハウジング  
代表取締役 喜田 創

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---